

第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第2回） 会議録

- 1 会議名 第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第2回）
- 2 日時 平成31年2月7日（木）午後7時から午後8時5分
- 3 会場 東久留米市役所4階 庁議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、熊野委員（副会長）、境委員、岡本委員、齋藤委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、伊藤委員、柴委員、菅原委員、後藤委員、遠藤委員 以上13名
- 5 欠席委員 北村委員 以上1名
- 6 事務局 内野福祉保健部長、傳介護福祉課長、松下係長・桑原主任（以上、保険係）、田中課長補佐兼係長（介護サービス係）、櫻井係長（地域ケア係）、森山主査
- 7 傍聴人 なし
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料の確認
 - (3) 議題
 - 議題1 東久留米市介護保険運営協議会（第1回）会議録（案）について
 - 議題2 給付適正化の今年度の状況と来年度の取組について
 - 議題3 地域密着型サービス事業所の整備予定について
 - 議題4 地域包括支援センターの今後のあり方について
 - 議題5 消費税増税に伴う低所得者保険料の軽減措置の強化について
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1】 第7期東久留米市介護保険運営協議会（第1回）会議録（案）
 - 【資料2】 給付適正化の今年度の状況と来年度の取組について
 - 【資料3】 地域密着型サービス事業所の整備予定について

【資料4】地域包括支援センターの今後のあり方について

【資料5】低所得者の第1号保険料の軽減強化について

【参考資料1】平成31年度予算案における新規事業（案）について

10 第7期介護保険運営協議会（第2回）

（1）開会（省略）

（2）配布資料の確認（省略）

（3）議題

議題1 東久留米市介護保険運営協議会（第1回）会議録（案）について

【会長】 議題1について、事務局から説明がある。

【事務局】 事前に配付した第7期東久留米市介護保険運営協議会第1回の会議録について、修正箇所等がなければ市のホームページに公開する。

【会長】 この内容で公開するという事で問題ないか。

【委員】 （特になし）

議題2 給付適正化の今年度の状況と来年度の取組について

【会長】 議題2、給付適正化の今年度の状況と来年度の取り組みについて、事務局から説明がある。

【事務局】 資料2の1は、実地指導（保険者が事業所に出向き、人員や設備、サービス内容が基準に沿って行われているかどうかを調査する事業）の実績及び予定表である。

実地指導には、市が主体のもの、都が主体のものがある。市が主体のものとしてはまず「新規指定申請に伴うもの」と「更新指定申請に伴うもの」があり、対象は地域密着型サービスの事業所と居宅介護支援事業所である。新規開設の希望があった事業所、変更があった事業所について指導を行うとともに、指定は6年で更新を迎えるため、更新の際にも指導を行っている。来年度に更新となる事業所が多い見込みのため、今年度を実施したものもあった。来年度は11件予定をしている。

続いて「市独自」の実地指導は、事故や苦情等を受け、必要に応じて実施している。29年度は離設事故があった事業所を1カ所、実地指導している。30年度は、現在のところ行っていない。

次に「財団からの支援」は、公益財団法人東京都福祉保健財団に一部の事務を委託する形で実地指導を行っている。従業員の人数が多い事業所や、市において実地指導の経験が

浅い分野について支援をお願いしており、今年度は初めて福祉用具貸与・福祉用具販売の事業所の実地指導を実施した。来年度も4件を行う予定。

次の「都職員アドバイザー派遣」は、30年4月の居宅介護支援事業所の権限移譲に伴い、29年度より開始された市区町村支援策で、市の依頼により、市が主体の実地指導に都職員がアドバイザーとして同行し、支援するものである。都は直接事業所を指導するのではなく、市が実施する実施指導の仕方について指導する。

次に、都主体の実地指導。対象は都が指定権者の訪問介護、医療分野である。特別養護老人ホーム及び併設事業所は、2年に1度実地指導が行われている。また、居宅介護支援事業所の指定は東久留米市だが、事業所所在地以外の利用者が多い場合は都で実地指導を行っている。運営について疑問があるなどして、市が相談を持ちかけた事業所についての実地指導を都が行う場合もある。

こうした実地指導の結果により介護報酬返還が発生した事業所が29、30年度で、各3件ずつあり、現在は各事業所ともに再発防止に努めているところである。

次に資料2の裏面、ケアプラン点検実施方法の変更点について。介護支援専門員（通称ケアマネジャー）は、居宅介護支援事業者（31年2月1日現在、市内32事業所）等に所属しており、ケアプランの作成、サービスの再評価とケアプランの練り直し、介護サービス事業者との調整等を行っている。特別養護老人ホームなどに所属しているケアマネジャーもいるが、ケアプラン点検は居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーを対象としている。居宅サービス計画（通称ケアプラン）は、利用者の状態、要望等に合わせて作成される介護サービスの計画であり、サービスを受ける際にはこの計画が必要になる。デイサービスやヘルパー事業所で作られる個別サービス計画はケアプランに沿って作られており、利用者の状態の変化や介護認定の更新の際などに計画の見直しを行っている。

都では「保険者と介護支援専門員がともに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」の手法を用いたケアプラン点検の実施を推奨しており、本市でも同ガイドラインを用いて点検を実施、第7期計画の67ページのとおり、介護給付適正化の重点事業として位置づけられている。このガイドラインのほかに、ケアプラン点検マニュアル活用の手引きという別の手法があるが、これは東京都以外の道府県で多く用いられている。

ガイドラインを活用したケアプラン点検は、まず1番目として、ケアマネジャーのケアマネジメントの質の向上を図ることを目的としている。質の向上とは、自立支援に資するケアマネジメントの達成のこととされ、この自立支援は、利用者から見ると、楽しみのあ

る幸せな暮らしを探すこと、ケアマネジャーから見ると、利用者のうれしいこと探しをすること、そして、たとえ要介護度5の利用者であったとしても、ケアマネジャーは自立支援・重度化防止をあきらめないということであるとされる。

次に2番目として、専門職ではなくてもケアプラン点検を円滑に適切に実施できるとされ、ガイドラインにおいて理想はケアマネジャーと事務職員の共同実施とされている。本市では、介護福祉課のケアマネジャー、事務職員、保健師が担当している。また、ガイドラインでは、ケアマネジャーと点検者が認識を共有する点検ツールとして、リ・アセスメント支援シートを活用している。

本市のケアプラン点検は26年度に試行実施、27年度から本格的に実施をしており、ケアマネジャーが研修、勉強の場と捉え点検を受けている。他の自治体では、忙しいなどの理由で点検を断るケースもあると聞いているが、本市では積極的に受けていただいている。また、地域包括支援センター及び地域の居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーが書類点検とオブザーバーとして参加をしている。これは、主任ケアマネジャーの活用の好事例として、都の給付適正化研修で昨年9月に事例発表をしている。

給付適正化とケアマネジメントの質の向上を区別して点検を実施している。給付適正化の観点から問題あるケアプランもまれに見受けるが、それを点検の中で指摘すると指摘指導と受けとられ、ケアマネジャーが受け身になってしまうこともあることから、冒頭に10分程度、適正化の話をするにとどめ、ともに考えるケアプラン点検という立場をとるように心がけている。また、29年度の報酬改定等により、32年3月31日までに、居宅介護支援事業所の管理者は全員が主任ケアマネジャーとして勤務することとされているため、その力量を見きわめるという意味も込め、管理者、主任ケアマネジャーの点検を優先的に実施している。

今後の課題としては、効率的な実施、個々の点検で把握された課題の改善状況の把握、市内介護サービス事業所全体の質の向上、主任ケアマネジャーの質の確保と地域貢献が挙げられる。主任ケアマネジャーは、みずからの事業所だけでなく、地域のケアマネジャーの助言や指導を行うものと位置づけられていることから、31年度では居宅介護支援専門員は、管理者以外のケアマネジャーがリ・アセスメントシートを利用したケアプラン点検の作成を行うように変えていく。管理者は、自身の事業所のケアマネジャー全員の書類を点検し、業務の実情の把握を行い、運営に関する基準などを遵守させるための必要な指揮命令を行い、点検後、事業所内の課題等について研修等、必要な措置を講じる。ケアマネ

ジャーが1人の事業所も市内にあるが、お互い同意のもと、お互いの点検に出席したいという要望があれば、そのように対応する予定である。

市は、点検者以外のケアマネジャーの書類提出されたものの点検、助言、管理者に対する助言を行う。主任ケアマネジャーは点検者を自身が行う視点で参加し、主任ケアマネジャー主体のケアプラン点検の実施を今後目指していく。

【会 長】 この件について、質問・意見等はあるか。

【委 員】 ガイドラインを活用したケアプランの点検の特徴として、「東久留米市では介護福祉課の介護支援専門員（ケアマネジャー）、事務員、保健師が担当」とあるが、各職種はそれぞれ何名いるのか。

【事務局】 ケアプラン点検に携わっている者としては、主任ケアマネジャーが1名、事務職が1名。この2人が主な点検者だが、そのほかに書類点検をする職員としてケアマネジャーが1名、保健師が3名いる。

【委 員】 主任ケアマネジャーは、市内にどれくらいいるのか。

【事務局】 現在、居宅介護支援事業所に所属している者が11名で、各地域包括支援センターにも1名ずつ、あわせて3名いる。

【委 員】 課題の中で、「主任介護支援専門員の質の確保と地域貢献」という文面があるが、具体的にどういうことか。

【事務局】 自身の事業所のケアマネジャーの指導・育成だけでなく、地域の事業所のケアマネジャーの指導・育成に携わるということである。

【委 員】 最近、様々な福祉施設で虐待防止委員会が設置されていると聞いているが、市内事業所における設置状況について伺いたい。

【事務局】 委員の質問が「身体的拘束等適正化委員会」のことであれば、当市で把握していることを説明する。30年度に身体的拘束等の適正化に関する見直しがあり、認知症グループホーム等に身体的拘束等適正化委員会の設置が義務付けられた。未実施の場合は介護報酬が減算となる。義務付けの内容は、「身体的拘束等の適正化のための指針の整備すること」、「身体的拘束等適正化委員会を設置し、3カ月に1回程度開催すること」、「介護職員や従事者に定期的な研修を実施すること」などである。委員会は運営推進会議を活用し、構成メンバーにより検討を行っており、市内6つのグループホームではすべて同様に実施している。

【委 員】 了解した。

【事務局】 その他に、高齢者虐待防止という主旨であれば、事業所の実地指導の中で、虐待防止の研修会が行われているかどうかは必ず確認している。

【委員】 実地指導で介護報酬の返還の事業所が3件あったということだが、その事業所に関しては翌年度も指導を行っていくのか。

【事務局】 人員基準が満たなかった場合については確認を行うということは考えられるが、サービスの内容に係る報酬返還などでは、チェック表を作成するなど、再発防止の方策を採ったことを確認している。ケアプラン点検とあわせて、その事業所が改善されているかどうか、経過観察を行っている。

議題3 地域密着型サービス事業所の整備予定について

【会長】 では議題3、地域密着型サービス事業所の整備予定について。これも事務局から説明がある。

【事務局】 資料3「地域密着型サービス事業所の整備予定について」。第7期介護保険事業計画（以下「7期計画」という）における整備目標は、小規模多機能型居宅介護（以下「小多機」という）、看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という）、それぞれ各1事業所の整備を数値目標としている。しかしながら、その後、認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という）の優先整備の必要が生じ、今後の整備を下表のとおりとした。

まず、この3つのサービスについて簡単に説明する。7期計画の57、58ページに記載している内容である。グループホームは、要支援2、要介護1から5の認知症の方が食事、入浴等の介護や機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を受けながら、少人数のユニットで共同生活を行う施設となっており、現在、市内に6カ所整備されている。次に、小多機は、通所を中心に利用者の容態や希望に応じて訪問や宿泊を組み合わせ、24時間365日柔軟なサービス提供により、在宅生活の継続や家族介護者の負担を軽減する役割を担うサービスで、要支援1、2、要介護1から5の方が対象。現在、市内に2カ所整備されている。また、看多機は、退院後の在宅生活へのスムーズな移行、がん末期等のみとり期や病状の不安定期における在宅生活の継続、家族介護者の負担を軽減する役割を担うサービスで、要介護1から5の方が対象、市内に整備がないサービスである。

次に、資料3の「公募の内容（予定）」についてだが、サービスの種類としては、グループホーム、小多機、看多機の公募を予定している。整備圏域としては、グループホームの

場合は単独で、市内全域の場所で整備が可能である。小多機、看多機については、それぞれグループホームの併設のみ可とし、圏域も中部圏域・西部圏域に限定している。公募予定事業所数は1事業所である。次は整備条件。グループホームは3ユニット、定員が合計で上限が27名になるが、低所得者向け利用料金の設定を求めることとする。小多機、看多機については、それぞれ登録定員が29名以下となる。事業開始時期は、32年度の下半期までに開始とする。

表の下段、欄外の事業形態だが、運営事業者が施設を整備する形の事業者整備型、または土地の所有者（オーナー）が建物を整備し、運営は運営事業者が行うオーナー整備型、いずれの形態でも応募可能としたいと考えている。

次に、スケジュール。4月1日に公募開始。市のホームページ上に公募要領を掲載し、4月上旬に公募説明会、5月上旬に応募の受付を開始する。一次審査として5月中旬に書類審査を実施し、応募状況等については、第3回介護保険運営協議会で報告予定。5月下旬に二次審査（プレゼンテーション）を実施し、6月中旬を目安に事業者を選定、8月中旬、第4回介護保険運営協議会で審査結果と今後の予定を報告する予定である。

なお、公募に当たっては資料3、3のとおり応募要件案を5つ設定している。①②については、いわゆる欠格事由。③が、33年3月までに当該事業の指定を受け事業を開始できる整備計画を有していること。④が、事前に近隣住民や自治体、学校、地域包括支援センター等に十分に事業計画を説明し、理解を得ていること。⑤が、オーナー整備型による場合はオーナーと運営事業者との間で事前に事業運営に係る合意を取り交わしていること。これらの全ての要件を満たしていることを公募参加の要件としている。

次に4の応募者の留意事項案（抜粋）。まず、施設・事業所に関すること。立地は、住宅地にあること。次に、施設の建設にあたっては、関係法令のほか、東久留米市の宅地開発等に関する条例を遵守し、関係機関と十分な協議を行う。耐震性の確保も求めていく。設備については、関係法令を遵守し、基準に適合していることを求める。次に、運営に関すること。地域密着型サービスの趣旨から、サービスの質や事業の安定性と継続性が確保できること（継続性については、オーナー型を例とすると、都の開設の補助金を受ける場合には、オーナーと運営事業者の賃貸借契約の期間が20年以上必要としている）。基準を満たし、事業者として適切な事業を運営し、必要な届け出ができること。地域密着サービスの本旨に鑑み、利用者を東久留米市の介護保険被保険者に限定した運営ができることということ、などとしている。

公募の主な評価基準の考え方（例）として、まず1点目は低所得者、生活保護受給者等について、受け入れ可能な上限人数が多い場合は上位に評価する。グループホーム単独整備に対し、本市が第7期計画で目標としている看多機ないし小多機の併設に関して応募があった場合には上位に評価する。事業の継続性については、整備計画に示された期間に応じ、長ければ長いほど上位に評価する。類似のサービスの運営実績については、市内に既設の事業所がある場合は、市が運営推進会議や実地指導等で、実績の内容について直接確認しているため、その評価に関しては上位に評価することを考えている。

【会 長】 この件について、質問・意見はあるか。

【委 員】 （特になし）

議題4 地域包括支援センターの今後のあり方について

【会 長】 議題4、地域包括支援センターの今後のあり方について。これも事務局のほうから説明がある。

【事務局】 議題の4、地域包括支援センターの今後のあり方について。1の経緯としては、第7期計画の中で地域包括ケアシステムの拠点である地域包括支援センター（以下「包括」という）については、「地域共生社会」の概念が国から示されたことを含め、団塊の世代が75歳以上となる37年、2025年を見据えて、より一層の機能・体制の充実に向けて検討していくこととしている。このため第7期計画中において包括を今後どのようにしていくべきかを市の関係部課を会し横断的に検討するため、「東久留米市地域包括支援センターあり方検討委員会（仮称）」を設置する。検討委員会の所掌事務としては、①包括の今後のあり方についての計画書（案）の作成に関すること。②その他必要な事項となっている。

計画書策定までの流れについては、裏面、地域包括支援センターのあり方に係る計画書策定までのフロー（案）のとおり。検討委員会で包括の方向性、あり方についての議論を進め、あわせて市民アンケートもを行い、その内容や計画書原案を運営協議会へ提出し、委員からの意見・提案等を踏まえ、最終的な計画書素案を作成する。その後、市民等の意見を的確に反映させるためパブリックコメントを実施し、結果を踏まえ再構成を行っていく。そして再度検討委員会への報告、協議会への報告等を行い、最終的に庁議での報告を経て計画書を完成、市議会定例会に行政報告を行う。

【会 長】 この件について、質問・意見等はあるか。

【委員】 一点、意見として。虐待ケースやごみ屋敷化した高齢者への対応などといった困難ケースに対応していくという意味で、行政の中に基幹型の包括を置くことについても、検討委員会の中で検討して欲しい。また、包括と在宅介護支援センターの位置づけについても、議論が必要だと思う。

【事務局】 様々な可能性を踏まえ、検討委員会の中で検討していきたい。

【委員】 包括の計画の検討期間は、第7期計画中においてということだから、2020年3月までということによいか。

【事務局】 第7期計画中で検討し、次の第8期計画に記載することになるかと思う。

【会長】 他にないか。

【委員】 他の保険者の包括の状況を確認したいので、参考資料として、23区及び多摩市町村の包括支援センターの数、職種別の人員数、総合事業担当者の数などがわかる資料があれば出してもらいたい。

【事務局】 職種別の細かい人数まで把握できるかどうかはわからないが、要望の主旨に沿って、可能な限りの資料を用意できるよう調整する。

【会長】 そのほかにはないか。

議題5 消費税増税に伴う低所得者保険料の軽減措置の強化について

【会長】 では、次は議題5「消費税増税に伴う低所得者保険料の軽減措置の強化について」。事務局から説明を。

【事務局】 議題5の低所得者の保険料の軽減強化について、机上配付した資料5に沿って説明する。まず、1の経緯について。本年10月に消費税増税が予定されているが、この増収分の公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減措置の強化が予定されている。次に、2の軽減強化の対象者について。この軽減強化は、所得段階が第1段階から第3段階の第1号被保険者、所得の階層としては、住民税を課税されている方が世帯内にいない、いわゆる住民税非課税世帯者を対象としたものである。

次に、軽減対象年度及び軽減率については、資料の3ページの概要図を見ていただきたい。まず、低所得者対策の保険料軽減措置としては、今回の軽減強化に先立ち、27年4月より第1段階の方のみを対象に0.05の軽減が既に行われている。この既に行われている軽減分を、資料の概要図において白抜きの矢印で示している。一方、黒の矢印で示されているのが今回新たに軽減となる部分であり、軽減率は通年で、第1段階が0.15、第

2段階が0.25、第3段階が0.05となっている。ただし、31（2019）年度については、消費増税の開始が10月であることから、軽減率についても10月から翌年3月までの6か月分となっている。このため、概要図の下段の表のとおり、31（2019）年度の軽減率は、上段に示しました2020年度、32（2020）年度において通年実施を予定している軽減率の2分の1になる。

次に、資料の冒頭に戻り、31（2019）年、32（2020）年の各年度における低所得者層の介護保険料の年額は、資料1ページ下段の表1に示したとおりである。この表1と3ページの概要図とを照合して、軽減の内容を理解いただきたい。

次に、資料2ページ、4の軽減措置による影響額とその財源。軽減措置が与える2019年度の介護保険料への影響額は表2のとおりで、この軽減により、31（2019）年度については、第1号被保険者の介護保険料が約5,111万円の減収となる見込みである。この減収分を補填する財源としては国の負担が2分の1、都の負担が4分の1、残りの4分の1を市町村の一般会計からの繰り入れにより負担することとされている。

次に、5の条例改正について。軽減強化の措置を実施するに当たり、第1回市議会定例会において、介護保険条例の一部を改正する条例を上程する。改正案の主な内容は、先ほど説明した低所得者保険料の軽減措置のほか、政令の改正に伴う条ずれの改正、申告書の提出のない方の保険料段階に係る規定を現行の制度を踏まえて削除する改正である。軽減強化の実施を盛り込んだ介護保険法施行令、国の政令の改正が、国のスケジュールの関係で今年度の末日以降にずれ込む見込みとなっていることから、低所得者軽減強化に係る市の改正条例の施行日は、国の政令の公布日以降とする必要があるため、改正条例の施行期日を別途規則に委任する方法を採る。

【会 長】 この件に関して、質問・意見等はあるか。

【委 員】 （特になし）

（4）その他

【会 長】 以上で本日の議題は終了したが、その他の連絡事項等はあるか。

【事務局】 平成31年度の新規事業の2事業について、説明したい。参考資料1に沿って説明する。まず、1点目は介護人材育成研修事業及び介護事業者とのマッチング事業。事業の目的は、地域包括ケアシステムにおいて、互助の役割を担う住民等を発掘・育成すること。介護人材の裾野を広げるとともに、介護職への就業を希望する市民と、人材を必

要とする事業所とのマッチングを行うことである。次に事業の概要。一定の期間において介護の基礎知識等を学ぶ入門的研修を行い、研修終了後に市内介護事業所を集めた就職相談会を開催し、雇用に結びつけていく。28年度より雇用促進事業として行ってきた元気高齢者地域活躍推進事業と今回の事業の相違点として、対象者を元気高齢者の65歳以上から年齢制限をなくし、広く市民の方を募集することで、より直接的に雇用に結びつけていくことである。当事業は、東京都の区市町村介護人材緊急確保対策事業補助金（補助率は4分の3）を活用して実施する事業となっている。

2点目。認知症カフェ講師派遣事業。認知症カフェは、認知症の方やその家族が気軽に立ち寄り、地域の人たちのつながりをつくることができる場であるが、29年度より開始した東久留米市認知症カフェ開設支援補助金の活用により、29年度に5団体、30年度に3団体が開設された。当事業は東久留米医師会の認知症サポート医等を、市内の認知症カフェで開催する講座等に講師として派遣する事業である。講師は東久留米市医師会の認知症サポート医等の力をかりることを想定しており、医師がかかわることにより、認知症カフェから認知症初期集中支援事業チームにつなげることも期待している。当事業は、国及び都の地域支援事業交付金を活用して実施する。

【会 長】 この件に関し、質問等はあるか。

【委 員】 「東久留米市医師会の認知症サポート医」を派遣することについて、医師会の許諾は得られているか。

【事務局】 医師会とは調整をしているところであるが、本事業は31年度予算の内容であり、3月議会において当初予算の議決を経ないと執行できないものであることを申し添える。

【会 長】 事務局より、その他にあるか。

【事務局】 市内の介護サービス事業所のインフルエンザの状況について報告する。この情報は、本日の速報分まで含んだものである。まず、通所系の事業所のインフルエンザに係る事故報告は市内で3カ所。利用者、事業所の職員含めて23名。そのうち収束の届出が出ているものが2カ所なので、まだ継続で対応している事業所が1カ所となる。居住系の事業所は5カ所から報告があり、利用者、施設職員含めて40名の罹患者、そのうち4カ所で収束している。居住系の事業所では面会の制限などを含む対応をしている。また、予防として、利用者・従業員を含めタミフルの服用を利用者、従業員含めてしているという報告もある。昨年12月より厚労省より、30年度のインフルエンザ総合対策について

という情報提供の文書が来ており、市のホームページ等で事業者にも周知を図っている。全体としては収束に向かっているが、本日も電話にて罹患者の発生の事業所の報告などもあったので、引き続き注意を促しつつ動向を見守りたい。なお、インフルエンザによる死亡者は発生していない。

【会 長】 この件について質問はあるか。

【委 員】 今まではA型であったが、最近、B型が出てきていると話を聞いたが、そういった情報は入っているか。

【事務局】 これまで報告があったのはすべてA型である。B型の報告は現在まで確認できないが、これからB型が発生する可能性も踏まえ、引き続き動向を確認していきたい。

【事務局】 教育委員会における小中学校の学級閉鎖では、これまで報告のあったタイプは全てA型であることを追加する。

【会 長】 他にはあるか。

【委 員】 一般の外来で診療しているが、やはりインフルエンザの患者は減ってきている印象がある。全員A型で、B型については経過観察が必要だが、A型に関しては、だんだん落ちついてきている印象を持っている。

(5) 閉 会

【会 長】 他に事務局より何かあるか。

【事務局】 特にない。

【会 長】 今日はこれで閉会とする。ありがとうございました。

閉会時刻20時05分

※ 本協議会の開催日は平成31年2月7日であるため、改元日以降の年及び年度の記載についても「平成」としている。